

産業建設常任委員長報告

令和6年3月15日

今期定例会において、産業建設常任委員会に審査付託となりました議案7件及び請願1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会では、去る3月1日に委員会を開催し、議案審査においては、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。また、請願については、提出者の趣旨説明、趣旨説明に対する質疑を行い、次に、請願の背景を確認するため、参考人の代表清算人お2人から説明を受けた後、説明に対する質疑を行うなど、慎重に審査いたしました。

議案第35号「三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）」外2議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

また、議案第37号「三次市公共下水道条例の一部を改正する条例（案）」については、賛成多数をもって可決してよいものと決しました。

議案第38号「三次市健康ふれあい施設管理運営基金条例を廃止する条例（案）」外2議案については、可否同数であったため、委員長において可否を採決し、議案第38号外2議案は可決となりました。

次に、請願第1号「三次市健康ふれあい施設管理運営基金を株式会社君田トエンティワンの負債返済等に使用しないことを求めることについて」は、審査の結果、可否同数であったため、委員長において可否を採決し、本請願は採択しないものと決しました。

請願第1号の審査の過程について申し上げます。

提出者からは、三次市健康ふれあい施設管理運営基金は君田温泉森の泉をはじめ、道の駅の施設等の維持修繕工事の財源として積立てたものである。施設が存在し、基金残がある限りは基金を設置し続けなければならない。経営者を守るため、また、経営者の責任を求めることなく、辛苦して積立てた貴重な基金を負債の返済に充てるようなことはするべきでない。との説明がありました。

これに対して委員から「請願提出者として具体的に基金をどのようなことに使ってもらいたいと考えているのか」との質疑に対し「経営に対してではなく、施

設に対して使ってもらいたい。君田町の活性化，新たな地域づくりにも使ってもらえるよう望んでいる」という回答がありました。

次に委員から「たとえ経営者が変わろうとも，君田温泉の施設は残り続ける。それを維持していくため，盛り上げるために基金を残すべきだというふうを受け取ってよいのか」との質疑に対し「施設の維持管理，修繕のために積み立てた基金である。新しい業者の施設拡充に使ってもらうことについては何の問題もない」という回答がありました。

次に，参考人からは，平成9年の営業開始以降，順調に収益を伸ばしていたが，時代に即した経営方針を打ち出せず，経営改善が進まなかったことに加え，新型コロナウイルス感染拡大の影響で経営環境が大きく悪化したことが解散に至った要因である。外部監査による指摘や，中小企業診断士による経営指導についても，十分に対応ができず，取締役会で経営面での問題点の議論を継続的に行うなど改善に取り組んできたが，経営の立て直しができなかった。このような状況では，資金ショートによる倒産が予想されることから，8月19日の臨時株主総会において法人の解散を提案し，議決をいただいたところである。

職場環境においては，従業員が一丸となって運営，経営をしていこうという体制を作り上げる努力，マネジメント能力が全体的に不足していたと認識している。このような結果になったのは自身を含めた経営陣の会社の運営方法に問題があったものと捉えている。従業員一人一人の意見や提言をしっかりと聞いて，一緒になって業務改善を果たしていくという風通しの良い職場環境が築けなかったというのも大きな反省点である。との説明がありました。

これに対して委員から「経営にあたり，やはり常に市のバックアップがあるという部分で甘えがあったのではないか」との質疑に対し「一切そのようなことはない。このような状況では市へ対して業務報告ができない。何とかしなければならぬという気持ちであった。多額の借金を抱えたところで業務を投げ出すことはどうしてもできなかった」という回答がありました。

次に委員から「請願がもし採択されれば，次の再開に向けての影響がないのか」との質疑に対し「再開については，理屈の面では直ちに遅れが出るということにはならない。ただ今回の議会で承認が得られない場合は破産手続きとなり，すべての財産の管理権限は裁判所が選任する破産管財人が掌握することになる。破産

管財人としては公平な財産の分配のために、様々な確認作業や手続きを行うため、やはり時間を要する。そういう意味では8月1日の開業というのは破産の場合は難しいと思われる。」という回答がありました。

次に、討論で述べられた意見は次のとおりです。

はじめに、不採択とすべきであるとして述べられた内容としては、再開時期に遅れは生じないのか。清算時期がどのようになるのかを心配していたが、再開もスムーズに行くのではないかと理解をしたところである。市民、町民が願っているのは、一刻も早い君田温泉の再開ではないだろうか。この基金条例を廃止し、株式会社君田トエンティワンの返済の一部に充当し、なおかつ、株主へ返還をすることによって、清算がスムーズに行われ、1日も早い君田温泉の再開を含む施設の再利用ができるのではないかと。との意見が出されました。

次に、採択すべきであるとして述べられた内容としては、君田温泉の経営上の様々な課題や、取締役会や臨時総会等の課題についての説明を聞き、まだまだ我々がしっかり検証しなければならない課題もたくさんあるように感じている。この請願書の願意は、君田の宝である君田温泉をこれから先も君田町民、あるいは町の活性化、振興のために大事にしてもらいたい。たとえ事業者が変わったとしても、しっかり支えていくぞという意味で基金の存続を願っておられるものと捉えている。清算等に当たっての法的な課題や手続、あるいは工夫について、まだまだ議論の余地はあるのではないかと考える。との意見が出されました。

次に、議案第38号について、討論で述べられた意見は次のとおりです。

はじめに、反対の意見として、基金条例を廃止して、一刻も早い清算に当たっていくということについては、まだまだ議論の余地はあるのではないかと。元々この基金は君田村時代から引き継がれてきたものであり、今までも君田温泉の施設の維持管理に使用されてきたものであると認識している。建物が存在する限り、官民で積立てた基金を廃止し、一般財源とすることは到底許されるものではない。との意見が出されました。

次に、賛成の意見として、この基金を廃止し、一般財源として清算に充てることで温泉施設の早期再開につながるものであり、新しい事業者への支援や温泉施設の存続については、今後別に考えるべきことであり、この基金条例の廃止についてはやむを得ないと考える。との意見が出されました。

次に、議案第43号「三次市健康ふれあい施設設置及び管理条例等を廃止する条例（案）」について討論で述べられた意見は次のとおりです。

反対の意見として、すでに次の業者が決まり、業者に対しても補助金であるとか、無償貸与であるといったようなことが説明されている。すでに決まったことがこれだけ積上げられ、これでどうでしょうかということ自体がおかしい。議案として論議する順番が、違っているのではないか。との意見が出されました。

次に、議案第44号「財産の無償貸付について」討論で述べられた意見は次のとおりです。

はじめに、反対の意見として、今まで君田温泉の継続についての論議がなぜなかったのか。この課題に取り組むべき時期は、もっと前だったのではないか。まだまだ論議を深めていく必要がある。再開させることは大事なことではあるが、今までの経過からして、すべてにおいてきちんと総括がなされていないと感じる。そういった中で新たな業者を選定したということに疑問を感じる。との意見が出されました。

次に、賛成の意見として、新しい業者に新しい経営方針で早期に再開してもらうことが、多くの市民、町民が望んでいることではないだろうか。確かに過去の株式会社君田トエンティワンの経営内容等については批判的な思いも幾つかはあるが、何よりも今の清算が早く進み、1日も早い再開が望まれる。そのためには、今回の無償貸付も許せるものであろうと考える。との意見が出されました。

次に、議案第37号について、討論で述べられた意見は次のとおりです。

反対の意見として、この物価高騰の中、上水道も値上げしている。事業として成り立たせるといふ考えは大事なこともかもしれないが、市民に負担を強いるような使用料体系の見直しというのはいかがなものか。との意見が出されました。

最後に、審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第37号については、公営企業会計は独立採算が原則である。引き続き、施設の統廃合について鋭意努力し、接続率向上により収入増を図るなど、経営改善いただきたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終

わかります。